

事業系ごみ 減量化・リサイクル 推進手引書

(多量排出事業者の皆さんへ)



佐賀市循環型社会推進課

はじめに

佐賀市では、家庭系の燃えるごみ量は、有料指定袋制度の実施等によりほぼ横ばいで推移しているのに対し、事業系の燃えるごみ量は、平成元年度の約2倍に増加しています。

各事業所への直接訪問を実施した際には、環境問題やごみ問題への関心はあるが、自社から排出されるごみ量を把握できていない事業所が多く、また、ごみ減量の具体的な取り組み方法が分からないといったものや先進的事業等に関する情報を求める意見が多く寄せられました。

このような現状から、平成20年9月に「佐賀市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例」の一部を改正して、年間36トン以上のごみを排出する事業者等は、「廃棄物減量等推進員」の選任を行い、「事業系一般廃棄物の減量に関する計画書」を作成して、市へ提出することを義務づけました。

この手引きでは、「事業系一般廃棄物の減量に関する計画書」の作成方法などを記載しています。対象となる事業者の皆様は、この手引きを参考に書類を作成して、毎年6月30日までに市への提出をお願いします。

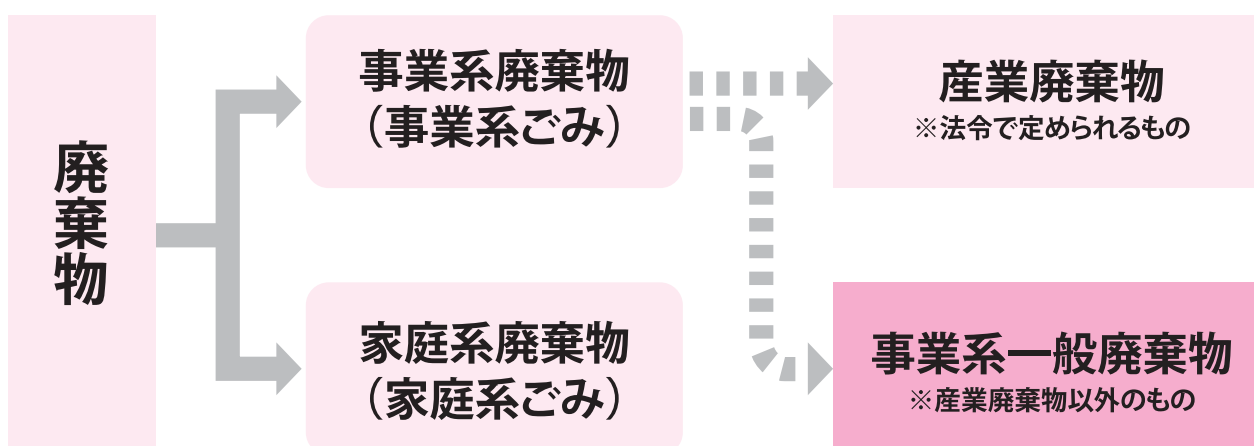
もくじ

1	事業系ごみとは	1
2	事業系ごみの処理責任	1
3	対象となる事業者	2
4	多量排出事業者の責務	2
5	事業所の役割	3
6	ごみ減量化・リサイクルシステムの推進	4
7	廃棄物減量等推進責任者選任(変更)届の作成	8
8	事業系一般廃棄物の減量に関する計画書の作成	10
	参考資料	12

1 事業系ごみとは

営利・非営利の目的を問わず、事業所、作業所、工場、店舗、商店（個人を含む）など事業活動に伴って生じた廃棄物（ごみ）は、一般の家庭から出されるごみと区別して、すべて事業系ごみです。事業系ごみはさらに、産業廃棄物と事業系一般廃棄物に分かれます。

事業活動に伴って出たごみのうち、法令で定められた産業廃棄物以外のものを事業系一般廃棄物といい、今回、計画書の作成の対象となるのは、この「**事業系一般廃棄物**」の部分です。



2 事業系ごみの処理責任

ごみ処理は事業者にあります。事業活動に伴って発生するごみは、事業者が責任を持って適正処理をしなければならないと、法律によって定められています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第3条1項

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

第3条2項

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努める。
(一部要約)

佐賀市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例

第5条第2項

事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

3

対象となる事業者

佐賀市では、佐賀市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例施行規則において、事業系一般廃棄物の減量に関する計画書の作成・提出義務の対象となる事業者(以下『多量排出事業者』)を以下のとおり定めています。

第2条の2

- (1) 市の処理施設(し尿処理施設を除く。)を利用して事業系一般廃棄物を処分する事業者で、その搬入量が年間36トン以上であるもの
- (2) 事業系一般廃棄物の減量のために特に必要と認める事業者で市長が指定するもの

4

多量排出事業者の責務

多量排出事業者の方には、佐賀市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例において、次の義務規定を定めています。

第5条の2

(1) 廃棄物減量等推進責任者の選任・届出

多量排出事業者は、事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を行わせるため、『廃棄物減量等推進責任者』を選任し、市長へ届け出なければならない。

(2) 計画書の作成・提出

多量排出事業者は、『事業系一般廃棄物の減量に関する計画書』を作成し、市長に提出しなければならない。

また、この計画書に従って、事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

5

事業所の役割

事業所のごみ減量化・リサイクルを推進していくためには、まず、現状を把握した上で、事業活動に携わる皆さんがそれぞれの立場で、責任を持って取り組む意識が必要です。

そして、それぞれが連携し、事業所全体で協力し取り組むことが大切です。

事業者

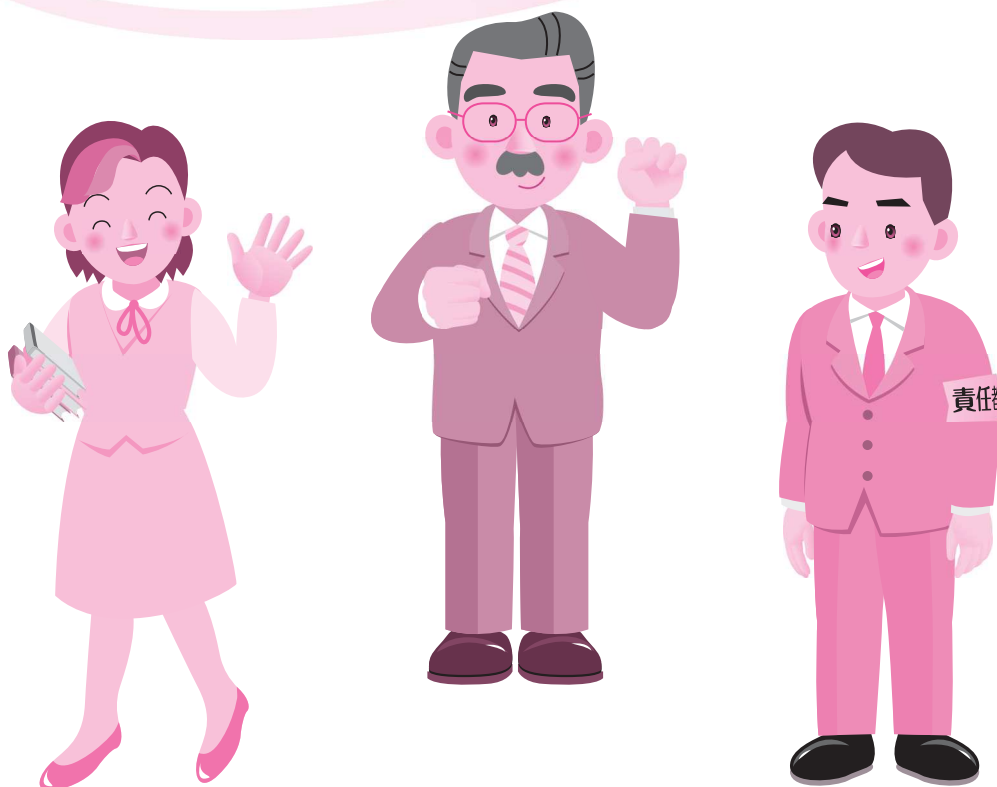
ごみ減量化・リサイクルの方針決定
廃棄物減量等推進責任者の選任
計画書の作成・提出

従業員等

事業者への協力
発生抑制に努める
計画に従った適正な分別・排出

廃棄物減量等推進責任者

ごみの排出状況の把握
保管場所等の維持管理
計画書の作成
ごみ減量化・リサイクル活動の推進

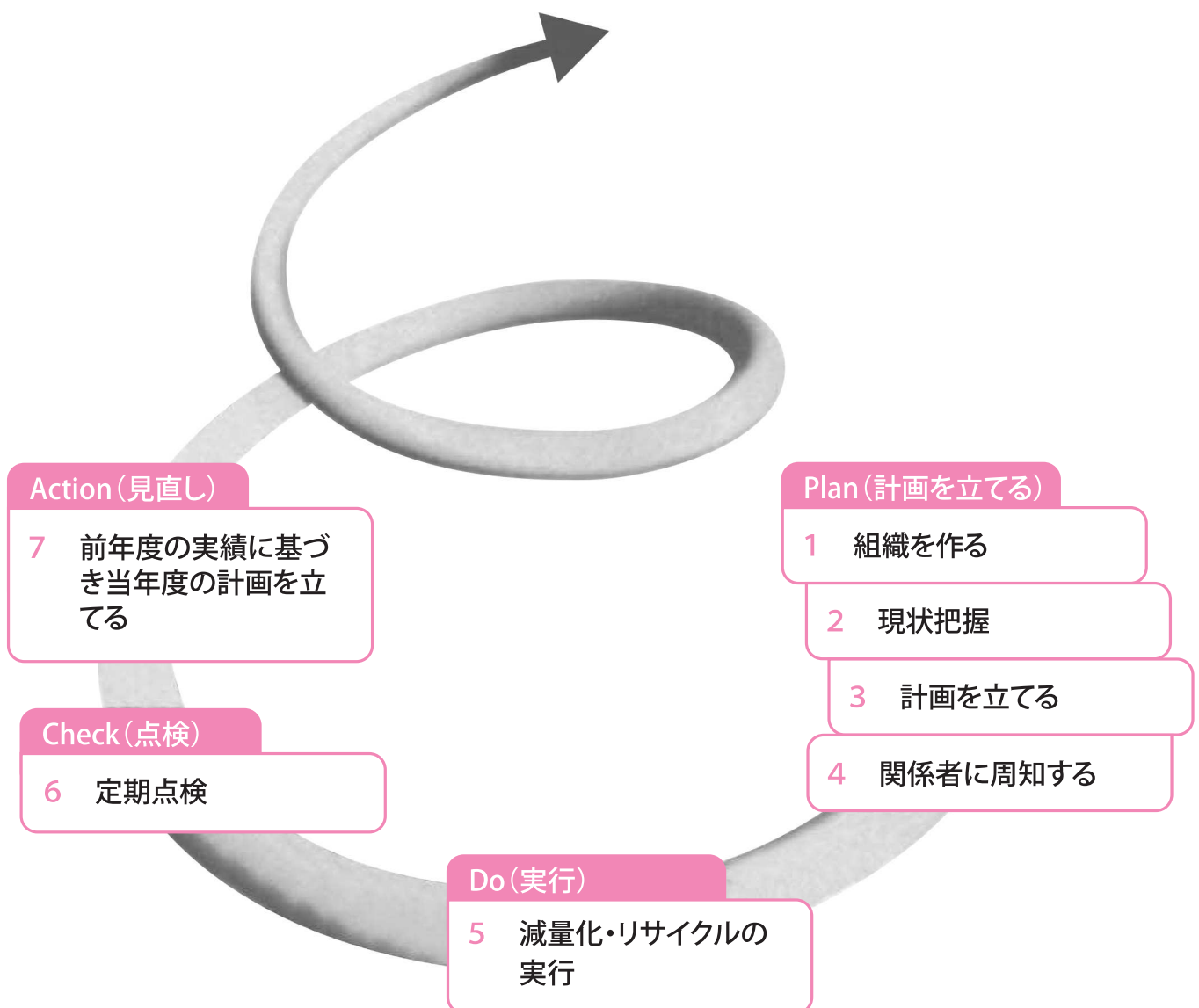


6

ごみ減量化・リサイクルシステムの推進

PDCAサイクルによるごみ減量化・リサイクルの推進

ごみ減量化・リサイクル推進の方針を定め、廃棄物減量等推進責任者が中心となり、計画を立て(Plan)、計画に基づき実施し(Do)、その運用状況の点検(Check)、見直し(Action)を行います。PDCAサイクルを継続的に繰り返すことで、システムの改善を図りながら、ごみの減量化・リサイクルを実践しましょう。



Plan (計画を立てる)

1 組織を作る

事業所内で、ごみ減量化・リサイクルを推進するための「組織」を作ります。そのために、取り組む責任者として、事業者にかわる者の中から、「廃棄物減量等推進責任者(市に廃棄物減量等推進責任者選任(変更)届を提出してください。)」を選任し、責任者が中心となって、ごみの減量化・リサイクルに取り組みましょう。

2 現状把握

ごみの減量化・リサイクルの第一歩は、今の状況を把握することからです。
まず、ごみ処理の現状を知り、ごみ削減の目標を立てましょう。

(1) ごみの種類と量

ごみの種類と量を把握しましょう。

ごみ量を正確に把握する事で減量化の目標を立てることができます。

【ごみ量の把握方法】

- ① 直接重さを量る。
- ② ごみ袋の数や容積などから換算する。
- ③ 収集運搬業者からの実績報告量から換算する。

※ ごみを種類別に計量することで、ごみの種類とそれぞれの全体に占める割合がつかめます。

(2) ごみの発生源と行き先

ごみの発生源をしっかりと把握し、発生源から保管場所までどのようにして運び、保管場所から処分までどのように処理されているのか確認しましょう。

- ① 事業所内のごみや資源物の流れ
事業所内にごみ箱やリサイクルボックスを設置している場合は、誰がどのようにして保管場所まで運んでいるのかを確認するために、保管場所から発生源へのごみのルート进行调查しましょう。
- ② 保管場所
分別したごみや資源物が十分に保管できる保管場所を設置しましょう。
- ③ 事業所外のごみや資源物の流れ
事業系ごみは事業所を離れた後も確実に処分される最後の段階まで排出者の責任が問われます。業者と契約している場合は、現在のごみ処理契約、資源物のリサイクル契約の内容を確認しましょう。業者に事業所から出されたごみや資源物がどこに行き、最終的にどこでどう処分されているかも確認し、把握しましょう。

3 計画を立てる

ごみの現状を把握したら、現状から改善点をあげ、どのように分別するかや、減量化に取り組むための方法や役割分担等を決め、年間の目標数値を定めた具体的な年間計画を作成しましょう。

- ① 把握した結果から改善点をあげる。
排出量の多い順に対策を立て、減量化やリサイクルが容易なものから始める。
適正な処理ができていないか確認する。
- ② 改善ポイントに応じた仕組みを立案する。
分別品目を決め、保管場所を確保し、分別品目にあった収集契約を結ぶ。
事業所内での役割を決める。
- ③ 年間計画を作成する。
『事業系一般廃棄物の減量に関する計画書(市に提出して下さい。)]』に記入します。

4 関係者に周知する

最も大切なのは、全員が分別・減量化の方法を知り、ごみ排出に関係する一人ひとりが意識して取り組むことです。定期的に啓発の機会を設けるなどして周知徹底を図りましょう。



Do (実行)

5 減量化・リサイクルの実行

ごみ箱、リサイクルボックス、保管場所の設置などを整えた上で、計画に基づいて分別・減量化の取り組みを実行します。

Check (点検)

6 定期点検

計画どおりに進んでいるかどうかを定期的に点検し記録しましょう。ごみ排出量の変化や分別状況について、必要に応じて改善しましょう。

Action (見直し)

7 前年度の実績に基づき当年度の計画を立てる

改善すべき点や継続すべき点などを再度洗い出し、反映させた計画を作成しましょう。



7

廃棄物減量等推進責任者選任(変更)届の作成

(1) 廃棄物減量等推進責任者を選任する

多量排出事業者は、「廃棄物減量等推進責任者」を選任し、選任をした日から30日以内に、「廃棄物減量等推進責任者選任(変更)届」により、市長に届出てください。また、責任者を変更した場合も、その旨を「廃棄物減量等推進責任者選任(変更)届」により、30日以内に市長に届出てください。

(2) 廃棄物減量等推進責任者の業務

廃棄物減量等推進責任者は、ごみの減量化・リサイクルを推進するために、次の業務を行ってください。

- ① ごみ処理に関する記録の作成と保存
- ② 廃棄物等保管場所の管理に関する業務
- ③ 『事業系一般廃棄物の減量に関する計画書』の作成に関する業務
- ④ ごみ排出にかかわる関係者(従業員等)への指導や啓発
- ⑤ ごみの処理に関する関係者(事業者、ごみ収集業者、資源回収業者、市など)との連絡調整

廃棄物減量等推進責任者は、市との連絡窓口となり、事業所全体のごみの状況を把握し、中心となって、ごみの分別・減量に取り組みましょう。

(3) 廃棄物減量等推進責任者の選任基準

廃棄物減量等推進責任者の選任基準は特にありませんが、責任者はその業務を行うために、次のことができる方である必要があります。

- ① 事業系ごみの排出状況把握や管理が実際にできる方
- ② 関係者への助言・指導ができる方

以上のことを考慮し、各事業者が適任だと思われる方を「廃棄物減量等推進責任者」として選任してください。

(提出先)〒849-0917
佐賀市高木瀬町大字長瀬2369番地
佐賀市清掃工場(環境センター)内
佐賀市循環型社会推進課
☎ 0952-30-2430

様式第1号(第2条の3関係)

廃棄物減量等推進責任者選任(変更)届

年 月 日

(あて先)佐賀市長

住所 〒840-0101
〇〇市〇〇町1番1号氏名 〇〇ビル
代表取締役 佐賀太郎

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0952-〇〇-〇〇〇〇



佐賀市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例第5条の2第1項の規定により、廃棄物減量等推進責任者を選任(変更)したので、届け出ます。

事業所又は建築物の所在地	〇〇市〇〇町1番1号
事業所又は建築物の名称	〇〇ビル
廃棄物減量等推進責任者	役職等 管理部長
	氏名 佐賀次郎
	電話番号 0952-〇〇-〇〇〇〇
	選任年月日 平成21年4月1日
備考	

8

事業系一般廃棄物の減量に関する計画書の作成

多量排出事業者の方は、以下の記入例を参考にして、作成してください。

提出期日は、毎年6月30日です。

(表)

様式第1号の2(第2条の4関係) 記入例

事業系一般廃棄物の減量に関する計画書

年 月 日

(あて先) 佐賀市長

<p>多量排出事業者</p> <p>住所 ○○市○○町1番1号</p> <p>事業者名 ○○ビル</p> <p>氏名 代表取締役 佐賀太郎</p>	<p>廃棄物減量等推進責任者</p> <p>住所 ○○市○○町1番1号</p> <p>事業者名 ○○管理事務所(株)</p> <p>役職・氏名 管理部長 佐賀次郎</p> <p>電話番号 0952-○○-○○○○</p>
---	--

佐賀市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例第5条の2第2項の規定により、事業系一般廃棄物の減量に関する計画を作成したので、提出します。

建築物の属性		事業者名	
名称	○○ビル	○○銀行○○支店	
所在地	○○市○○町1番1号	○○保険○○支店	
所有者名	代表取締役 佐賀太郎	○○旅行○○支店	
建築物の規模	地下 1階	○○商事○○支店	
	地上 5階	○○不動産	
	延床面積 2,000㎡	○○管理事務所(株)	
建築物の用途	事務所 7社 1,200㎡	○○事務所	
	店舗 2社 800㎡	○○店	
	その他 社 ㎡	□□店	
	共有部分 ㎡		
従業員数	250人		
現在取り組んでいる減量等の具体的方法		今後取り組もうとする減量等の具体的方法	
<p>1 新聞、ダンボール、雑誌については、収集運搬業者が仕分けして再資源化している。</p> <p>2 コピー用紙・OA用紙は、一部事務所で資源化している。</p>		<p>1 資源化できる紙類については、回収量を増やすため、資源化未実施の事務所、店舗についても、資源化を呼びかけ、建物全体で古紙回収に取り組む。</p> <p>2 機密文書についても、資源化できるように検討したい。</p>	

(裏)

記入例

(事業所又は建築物の名称 ○○ビル)

当年度計画

年度(年 月 ~ 年 月)

種類	廃棄物 発生量 トン/年 (A)	処理区分				資源化率 % (B/A)
		再生利用等		廃棄物		
		資源化量 トン/年 (B)	資源物回収 業者名	処分量 トン/年 (A-B)	収集運搬 業者名	
新聞	8.0	8.0	○○商店	0		100%
雑誌	7.0	7.0	○○商店	0		100%
段ボール	9.0	9.0	○○商店	0		100%
OA用紙類	20.0	12.0	○○商店	8.0	○○会社	60%
機密書類	9.0	3.0	△△商店	6.0	○○会社	33%
その他の紙	5.0	4.0	△△商店	1.0	○○会社	80%
生ごみ等	21.0	0.0		21.0	○○会社	0%
布類	1.0	0.2	□□資源(株)	0.8	○○会社	20%
計	80.0	43.2		36.8		54%

前年度実績

年度(年 月 ~ 年 月)

種類	廃棄物 発生量 トン/年 (A)	処理区分				資源化率 % (B/A)
		再生利用等		廃棄物		
		資源化量 トン/年 (B)	資源物回収 業者名	処分量 トン/年 (A-B)	収集運搬 業者名	
新聞	8.0	7.2	○○商店	0.8	○○会社	90%
雑誌	7.5	6.8	○○商店	0.7	○○会社	91%
段ボール	9.3	8.5	○○商店	0.8	○○会社	91%
OA用紙類	20.5	8.0	○○商店	12.5	○○会社	39%
機密書類	9.0	0.0		9.0	○○会社	0%
その他の紙	2.4	1.4	△△商店	1.0	○○会社	58%
生ごみ等	25.2	0.0		25.2	○○会社	0%
布類	1.1	0.0		1.1	○○会社	0%
計	83.0	31.9		51.1		38%

※新規に対象となった事業者は前年度実績の記入不要です。

※数字は小数点以下第1位まで記入してください。

※上記の他、分別に取り組んでいるものがあれば、空欄に記入してください。

○佐賀市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例（抜粋）

平成 17 年 10 月 1 日

条例第 135 号

（多量排出事業者の義務）

第 5 条の 2 多量の事業系一般廃棄物を排出する事業者として規則で定めるもの（以下「多量排出事業者」という。）は、事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を行わせるため、規則で定めるところにより、廃棄物減量等推進責任者を選任し、市長に届け出なければならない。廃棄物減量等推進責任者を変更したときも、同様とする。

- 2 多量排出事業者は、規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物の減量に関する計画を作成し、市長に提出しなければならない。
- 3 多量排出事業者は、前項の計画に従い、事業系一般廃棄物を減量しなければならない。
- 4 多量排出事業者は、その事業所の建築物又は敷地内に、再使用又は再生利用の対象となる物及びその他の廃棄物を分別して保管する場所を設置するよう努めなければならない。

（改善勧告）

第 5 条の 3 市長は、多量排出事業者が前条第 1 項から第 3 項までのいずれかの規定に違反していると認めるときは、当該多量排出事業者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

（公表）

第 5 条の 4 市長は、前条の規定による勧告を受けた多量排出事業者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき多量排出事業者にその理由を通知し、当該多量排出事業者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

○佐賀市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例施行規則（抜粋）

平成 17 年 10 月 1 日

規則第 131 号

（多量排出事業者）

第 2 条の 2 条例第 5 条の 2 第 1 項に規定する多量排出事業者は、次に掲げる事業者とする。

- （1）市の処理施設（し尿処理施設を除く。）を利用して事業系一般廃棄物を処分する事業者で、その搬入量が年間 36 トン以上であるもの
- （2）前号に規定するもののほか、事業系一般廃棄物の減量のために特に必要と認める事業者で市長が指定するもの

（廃棄物減量等推進責任者の選任等）

第 2 条の 3 条例第 5 条の 2 第 1 項の規定による廃棄物減量等推進責任者の選任は、多量排出事業者が所有し、占有し、又は管理する権原を有する建築物（以下「多量排出事業所」という。）から排出される事業系一般廃棄物を管理することができる者のうちから多量排出事業所ごとに行わなければならない。

2 前項の選任を行うに当たっては、多量排出事業所の廃棄物減量等推進責任者が同時に他の多量排出事業所の廃棄物減量等推進責任者とならないようにしなければならない。ただし、同一敷地内に存する 2 以上の多量排出事業所の所有者、占有者又は管理する権原を有する者が同じである場合で、1 人の廃棄物減量等推進責任者が当該 2 以上の多量排出事業所の廃棄物減量等推進責任者となってもその職務を遂行するに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

3 条例第 5 条の 2 第 1 項の規定による廃棄物減量等推進責任者の届出は、その選任をした日から 30 日以内に廃棄物減量等推進責任者選任（変更）届（様式第 1 号）により行わなければならない。

廃棄物減量等推進責任者を変更したときも、同様とする。

（事業系一般廃棄物の減量に関する計画の提出）

第 2 条の 4 条例第 5 条の 2 第 2 項の規定による事業系一般廃棄物の減量に関する計画は、事業系一般廃棄物の減量に関する計画書（様式第 1 号の 2）により、年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。この項において同じ。）ごとに作成して、毎年 6 月 30 日までに市長に提出しなければならない。ただし、年度の中途において多量排出事業者指定された者は、市長の指定する日までに提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

【お問い合わせ先】

佐賀市 循環型社会推進課

電話0952-30-2430 FAX 0952-30-2494

HP:<http://www.city.saga.lg.jp>

(この冊子是一部あたり約62円で作成しています。ただし人件費と間接経費は含まれていません。)